

公益財団法人 日本骨髄バンク 倫理委員会規則

制 定	平成24年	4月	1日
第1次改正	平成24年	11月	22日
第2次改正	平成26年	3月	20日
第3次改正	平成26年	6月	9日
第4次改正	令和元年	5月	31日
第5次改正	令和3年	1月	15日
第6次改正	令和3年	7月	9日

(目 的)

第1条 この規則は、公益財団法人日本骨髄バンク委員会規程（以下「委員会規程」という。）第16条に基づき、倫理委員会（以下「本委員会」という。）の組織及び運営に関する事項を定める。

(所掌業務)

第2条 本委員会は、理事会の諮問を受けて本法人の行う事業の倫理に関し審議する。

2 前項において、骨髄及び末梢血幹細胞のほか臍帯血も加えた審議が必要な場合は、これも含めるものとする。

3 医学系研究に関する審議においては「ヘルシンキ宣言 人間を対象とする医学研究の倫理的原則」及び関連する法律、政令、省令、告示ならびに人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号。以下「生命科学・医学系研究倫理指針」という。）その他の国内の倫理指針等の趣旨に沿って行うものとする。

(組 織)

第3条 本委員会は、5人以上10人以内の委員をもって組織し、委員は理事会が選任する。

2 委員の構成は次の各号のとおりとし、外部委員を含め男女両性とする。

- (1) 医学・医療の専門家等の自然科学の有識者
- (2) 法律学・生命倫理の専門家等の人文・社会科学の有識者
- (3) 一般の立場を代表する者
- (4) その他、理事長が必要と認める者

(委員長等)

第4条 本委員会に委員長をおき、委員長は理事会が指名する。

2 委員長は会務を整理し、本委員会の議長を務める。

3 本委員会に副委員長をおき、委員長が指名する。

4 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたとき、その職務を代理する。

(規則の変更)

第5条 この規則は、理事長の承認を得て変更することができる。

(細 則)

第6条 この規則に定めるもののほか本委員会の運営に関し必要な細目は、委員長が定める。

(準 用)

第7条 委員会規程第3条第2項の規定に基づき設置する部会等の運営に当たっては、同規程第9条から第12条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「委員会」とあるのは「部会等」と、「委員長」とあるのは「部会等の長」と読み替えるものとする。

(庶 務)

第8条 本委員会の事務は移植調整部において行う。

附 則

1. この規則の内容は、旧法人の「倫理委員会規則」（平成13年6月22日制定、平成22年9月15日第4次改正）と同様である。
2. この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年11月22日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年5月31日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年6月30日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年7月16日から施行する。